

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	こども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北谷町は、こども医療費助成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

沖縄県北谷町長

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	こども医療費助成に関する事務
②事務の概要	当町は、北谷町こども医療費助成に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給資格認定申請の受付及び審査 ②受給資格認定及び資格証の交付 ③Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	こども医療費助成システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
こども医療費受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・北谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の1の項 ・(PMHを活用する際の委託に伴う提供の根拠)番号法19条6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第9号 ・北谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の1の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 保健衛生課
②所属長の役職名	保健衛生課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 総務部 総務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 住民福祉部 保健衛生課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月26日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月26日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次のような留意事項等を遵守している。住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者等への教育研修及び事務取扱者の適切な監督を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	II 1 いつ時点の計数か	2016/9/29	2017/6/7	事後	
平成29年7月18日	II 2 いつ時点の計数か	2016/9/29	2017/6/7	事後	
平成30年10月1日	II 1 いつ時点の計数か	2017/6/7	2018/8/21	事後	
平成30年10月1日	II 2 いつ時点の計数か	2017/6/7	2018/8/21	事後	
令和1年6月5日	I 5 ②所属長の役職名	子ども家庭課長 与儀 司	子ども家庭課長	事後	
令和1年6月5日	II 1 いつ時点の計数か	2018/8/21	2019/4/26	事後	
令和1年6月5日	II 2 いつ時点の計数か	2018/8/21	2019/4/26	事後	
令和1年6月5日	IV リスク対策	—	項目内容追加	事後	
令和2年12月1日	I 5 ①部署	子ども家庭課	保健衛生課	事後	
令和2年12月1日	I 5 ②所属長の役職名	子ども家庭課長	保健衛生課長	事後	
令和2年12月1日	I 8 連絡先	子ども家庭課	保健衛生課	事後	
令和2年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	2019/4/26	2020/9/4	事後	
令和2年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	2019/4/26	2020/9/4	事後	
令和4年1月26日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	
令和8年1月26日	I 1 ②事務の概要	<p>当町は、北谷町こども医療費助成に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①受給資格認定申請の受付及び審査 ②受給資格認定及び資格証の交付</p> <p>対象となる高校生世代までのこども又はその保護者に対し、医療費の助成を行う。</p> <p>①受給資格認定申請の受付及び審査 ②受給資格認定及び資格証の交付</p>	<p>当町は、北谷町こども医療費助成に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①受給資格認定申請の受付及び審査 ②受給資格認定及び資格証の交付 ③Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナンバーを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>	事後	
令和8年1月26日	I 1 ③システムの名称	乳幼児医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	こども医療費助成システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)	事後	
令和8年1月26日	I 3 法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第2項 2 北谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の1の項</p>	<p>・番号法第9条第2項 ・北谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の1の項 ・(PMHを活用する際の委託に伴う提供の根拠) 番号法19条6号</p>	事後	
令和8年1月26日	I 4 ②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第9号 ・北谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の1の項</p> <p>(情報提供の根拠) ・なし</p>	<p>・番号法第9条第2項 ・北谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の1の項 ・(PMHを活用する際の委託に伴う提供の根拠) 番号法19条6号</p>	事後	
令和8年1月26日	I 7 請求先	沖縄県中頭郡北谷町桑江226番地	沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号	事後	
令和8年1月26日	I 8 連絡先	沖縄県中頭郡北谷町桑江226番地	沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号	事後	
令和8年1月26日	II 1 いつ時点の計数か	2020/9/4	令和8年1月26日時点	事後	
令和8年1月26日	II 2 いつ時点の計数か	2020/9/4	令和8年1月26日時点	事後	
令和8年1月26日	IV 4 特定個人情報フィルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和8年1月26日	IV 8 人手を介在させる作業	—	十分である	事後	
令和8年1月26日	IV 8 判断の根拠	—	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次のような留意事項等を遵守している。住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。	事後	
令和8年1月26日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和8年1月26日	IV 11 当該対策は十分か	—	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月26日	IV 11 判断の根拠	—	ユーザー認証、アクセス権限の発効・失効等のアクセス権限の管理を行っていることから、アクセスのない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	